

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

奈良県人事委員会委員長 音 田 昌 子

奈良県人事委員会規則第十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表五級の項及び六級の項中「指導官」の下に「中隊長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。